

電子的診療情報連携体制 整備加算について

令和8年(2026年)6月1日より適用



当院では、令和8年度診療報酬改定(2026年6月1日施行)に基づき、「電子的診療情報連携体制整備加算」を算定しております。
この加算は、従来の「医療DX推進体制整備加算」および「医療情報取得加算」が統合・再編されたものであり、医療情報の電子的な連携体制を整備し、質の高い医療を提供することを目的としています。



当院の取り組み



オンライン請求を行っています



オンライン資者確認を行う体制を有しています



マイナ保険証の診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めております



電子処方箋の発行に対応しております(電子処方箋対応医療機関)



電子カルテ情報共有サービスなどの取り組みを推進してまいります
(現在導入準備中)



マイナポータルの診療情報等に基づく、患者さまからの健康管理に関するご相談に応じる体制を整えています



患者さまへのお願い

正確な診療情報を取款し、より質の高い医療をご提供するために、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

マイナ保険証を利用することで、過去の診療情報や薬剤情報を安全に共有でき、より適切な診療につながります。

